

第600号  
2018年7月27日

共同実施を断念させよう

# 東学



東京都学校事務職員労働組合  
東京都新宿区高田馬場 3-14-14  
03-3367-6783  
東学 Web <http://tougaku.net/>

## 都教委は標準定数法を遵守し、 共同実施を断念せよ！ ～都教委へ2019年度教育予算要求～

7月10日、東学は都教委に「2019年度教育予算要求書」を提出し、要請を行った。

要請の内容は、現在の交渉ルールを見直し組合と誠意ある交渉・話し合いを行うべきこと、都政の民営化に一層大きく舵を切ろうとする「2020改革プラン」の問題点、賃金、労働時間・休暇制度、東京型共同実施・「校務改善」や「標準的職務表」の問題点、定数、人事制度、学校徴収金の公会計化など、多岐にわたった。

都教委は長年にわたり、標準定数法に基づく都費事務職員の補正定数基準を無視し、基準通りならば複数配置であったはずの小中学校 数百校の欠員を放置、一名校の状態に置き続けてきた。さらに、2014年度からは、都における補正定数基準そのものの廃止を強行し、「これは都としての独自判断」「これで欠員は解消した」と開き直った。

小中学校に都費事務職員が1名しか配置されていないことが、様々な問題を派生させている。特に年度末・年度初めの繁忙期、新規採用者や他局からの転入者などでは「つぶれる」人が出ない方が不思議なくらいだ。

過去に都教委が補正定数基準を守っていた当時は、新規採用者や他局からの転入者などは複数校に配置するという配慮も可能だった。現在でも都教委が標準定数法を守りさえすれば、今年度は約350校の学校が複数配置となる。都教委が共同実施を強行しようとする最大の口実、「基本的に一人職場のため、事務処理のチェック体制が働きにくく、事務処理の組織的取組の体制が脆弱」「新規採用職員の配置にあっては、行政職としての育成を図ることが難しく、また中堅職員を配置したとしても、一人職場であることから、業務の習熟が大きな課題となっている」といった問題も解消する。

「学校事務の共同実施」は、他府県と東京型のそれとは、名称が同じであるだけで、その内容は正反対と言っていいくらい違う。東京型共同実施は、都費事務職員を学校現場から引きあげて共同事務室に集め、定数も削減する。将来的なアウトソーシング化も予測される。学校現場は非常勤化。文科省や都教委の言う「チーム学校」からさえも逆行する動きだ。

東学は、補正定数基準を復活し、「小中学校事務の共同実施」を即刻中止するべきことを強く主張した。

## これが「標準的職務表」だ！

### 教員の多忙化解消を理由とした、事務職員への安易な業務押し付けは許さない！

都教委は2月8日公表の「学校における働き方改革推進プラン」に基づき、「21教総総第1669号「学校事務職員の標準的職務について(通知)」の「学校事務職員の標準的職務(別表)」を3月30日付で各地教委に再周知した。下の表がそれだ。しかしこの「標準的職務表」なるものは、都立校事務室の業務をベースに、来客対応や電話対応などの業務をプラスしたもの。とても小中学校の事務室体制で処理できる業務量ではないことが明らかなため、過去に、どの地区でもお蔵入りしてきた。にもかかわらず、都教委は今回これを蒸し返し、地教委に対して、これに基づく実施計画を「平成30年度中に策定するよう促していきます」としている。とりわけ、学校徴収金業務を私費会計のまま、事務職員に押し付けようとしていることは問題だ。

そもそも都教委には、身分的に区市町村職員である義務制学校事務職員の職務内容を定める権限はない。21教総総第1669号通知は「技術的助言」に過ぎず、各地教委を拘束できるものではない。

事務職員を、教員の過剰業務の負担転嫁先として安易に扱うことは許さない！

学校事務職員の標準的職務(別表)

区分	職務の分類	具体的な職務例
総務	事務の総括に関する事	学校事務の総括及び連絡調整
	文書に関する事	文書の收受・管理・発送、法規及び諸規定の整理保管、情報公開請求への対応など
	統計調査・各種報告に関する事	学校基本調査、保護者負担金調査、諸報告など
	証明に関する事	職員及び生徒の諸証明の発行など
	渉外に関する事	官公庁、PTA、地域各種団体との連絡調整、窓口対応(来客、電話、ファックス等)など
	情報管理に関する事	個人情報管理、学校情報管理(広報関係)など
	危機管理に関する事	災害・不審者情報伝達、緊急通報体制整備など
人事	人事事務に関する事	教職員履歴の整理・保管、採用・退職・転出入関係事務など
	服務に関する事	出勤簿管理、関係諸帳簿の整理保管など
	外部人材に関する事	支援人材、外部指導員との連絡調整、諸報告など
給与	給与に関する事	給与の支払、所得税等の徴収事務、諸手当の認定事務など
	旅費に関する事	旅費の執行計画、請求、支払など
	報酬に関する事	講師・嘱託員の報酬支給など
財務	予算・決算に関する事	区市町村費の校内予算編成、予算執行、決算など
	物品に関する事	備品の取得・維持・管理・点検、その他物品関係事務など
	施設・設備に関する事	施設設備の維持・安全管理、学校施設開放事務など
	学校徴収金に関する事	私費会計(給食費、副教材費等)の口座管理、支払、督促支援など
	諸会計管理に関する事	各種助成金、補助金、団体会計、募金、郵券管理など
学務	就学援助費に関する事	就学援助費支給関係事務、保護者への通知など
福利厚生	福利厚生に関する事	共済組合・互助会・公務災害・安全衛生関係など

何もしなければ、労使対等になれない。労働者は数が集まって初めて当局と対等に交渉できる。だからこそ団結権は労働三権の第一に挙げられています。東学への加入をお待ちしています。

## 【加入のお申し込み・ご相談先】

世田谷区立駒沢中学校・事務室 松永哲次 TEL03-3422-7402